

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する
関係閣僚会議の開催について

平成31年4月24日
農林水産・地域の活力創造本部長決定
令和3年12月16日
一部改正

- 1 農林水産物・食品の輸出2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成に向けて、輸入国の規制への対応などの農林水産物・食品の輸出拡大に向けた方策を検討し、実行するため、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。

議長 内閣官房長官
副議長 厚生労働大臣
農林水産大臣
構成員 経済再生担当大臣
新しい資本主義担当大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（規制改革）
内閣府特命担当大臣（地方創生）
デジタル大臣
復興大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
- 3 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他関係者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、一部の構成員による会議を開催することができる。

- 5 会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。